

第4回会議

生徒向けアンケート結果の共有 及び審査会の在り方等について

勝央町教育委員会

7月22日(水)19:00～

本日(7/22)の協議事項

報告 事項

- 団体募集について
- 一般向け説明会の開催と質問への回答について

協議 事項

- 認定審査会の在り方検討

情報 共有

- 交付金の在り方(情報共有)
- アンケート結果について
- 各団体の動き(ご参考)

団体の募集について

団体(指導者)を募集する際のチラシを策定

【効果】

- 団体(指導者)の確保の可能性
- 広く周知可能
(町民の方に知っていただく機会)

勝央町認定地域クラブ

活動団体募集

生徒の「やりたい!」を全力応援
あなたの力を地域のために活かしてみませんか

2026.7月～ **募集中!** 中学生をはじめとした
勝央町のスポーツ・文化芸術活動を
支える地域団体を募集しています

勝央町教育委員会は、国の方針に基づき、部活動の地域展開に取り組んでいます。地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」に移行するものです。子どもたちの「やりたい!」「やってみたい」が尊重されるとともに、スポーツ・文化活動を通して地域が元気になる活動を推進していくために、あなたの力が必要です。

認定手続きの流れ

申請書類の提出 → 認定要件に基づき審査 → 認定(または不認定) → 活動

認定地域クラブの立上げに興味のある方はホームページ
または下記までお問い合わせください。

ホームページ

【お問い合わせ先】勝央町教育委員会 0868-38-1753
syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp



広報紙(7/27発行分)へ折込予定

時系列整理(参考)

月	協議会及び説明会等	主な事務内容
4月	30日 第1回地域展開協議会	■地域展開協議会設置要綱検討・制定 ■方針案策定 ■ホームページの作成 ■ガイドライン案策定
5月	14日 説明@学校運営協議会(勝小)説明 15日 説明@リブランディング会議 21日 説明@学校運営協議会(北小) 22日 説明@学校運営協議会(勝央中) 25日 指導者向け説明会(第1回) 28日 第2回地域展開協議会	■兼職兼業の仕組み構築(→中学校に確認依頼中) ■Q&A集策定 ■アンケート案策定 ■夜間照明設計見積依頼 ■ガイドライン案の修正
6月	2日 説明@スポーツクラブ理事会 4日 説明@スポーツ推進員総会 18日 説明@社会教育委員会 23日 説明@工業団地企業連事務局 26日 第3回地域展開協議会 29日 指導者向け説明会(第2回)	■学校、社会体育施設使用ルール案策定 ■ガイドライン成案化・公表(6/15付) ■認定要綱の策定・公布(15日付) ■団体募集チラシ案策定 ■補助要綱策定に着手 ■出前説明会について広報
7月	7日 一般向け説明会 16日 勝央工業団地企業連への説明 22日 第4回地域展開協議会	■生徒向けアンケート実施、集計、分析 ■12月研修会の打ち合わせ ■各部活動顧問、部活動指導員との打ち合わせ
8月	31日 第5回地域展開協議会(予定)	

【開催報告】一般向け説明会

日時 2026年7月7日(火) 19:00～20:30

会場 勝央町公民館(大ホール)

参加 35名程度(保護者、指導者、一般町民ほか)

形式 2部形式(1部＝概要、2部＝指導者向け)



質問と回答(情報共有/HP掲載済)

質問	回答
認定地域クラブガイドラインの活動時間について、例えば大会や遠征、練習試合等は朝から夕方まであったりするケースもあると思います。そういった場合は普段の練習を含めると簡単に11時間はオーバーしてしまうと思います。 ①上記のように大会が絡んだ場合の実態と乖離があるということについてどう考えますか？ ②大会時や遠征時の移動時間は活動時間に含めますか？ もし含めるといった場合は遠方へ赴く場合はすぐに時間オーバーするのでは？と考えます。	1. 大会が絡んだ場合の実態との乖離について 国や県のガイドラインにおいては、大会や遠征時における「1日の活動時間の上限(休日3時間・週11時間)」の超過を直接的に禁止する規定や、それを想定した詳細な時間計算のルールは明記されておりません。 しかしながら、実際の大会や遠征、練習試合等においては、朝から夕方まで活動が及ぶケースがあり、通常の時間制限を機械的に当てはめると実態と大きく乖離し、生徒の出場機会を著しく奪う恐れがあります。 本町としては、ガイドラインの本来の目的である「生徒の心身の健康管理と過度な負担の抑制」を重視しつつ、実態に即した柔軟な運用(以下のとおり)を行います。 通常練習と大会活動の切り離し 大会や遠征の当日は、通常の「1日3時間」の上限の枠外(例外)として扱います。 「振替休養日」による総量規制 大会等で週末に長時間の活動が生じた場合は、「大会の翌週は平日の練習を1日休みにする」など、月間や年間での活動バランスを適正に保つ取り組みを行ってください。 2. 大会・遠征時の移動時間は活動時間に含めるか 国や県のガイドラインには、遠征等における「移動時間」を活動時間に含めるか否かについての明確な規定はありません。移動時間をすべて「週11時間」の制限にカウントしてしまった場合、近隣都市部への遠征に時間を要する本町のような中山間地域においては、移動だけで制限時間に達してしまい、現地での試合や指導の時間が確保できなくなるという重大な地域格差が生じます。 そのため、勝央町における「認定地域クラブ活動」の運用にあたっては、原則次のような考え方を示します。 活動時間のカウントからは「除外」 ガイドラインが制限する「活動時間」とは、主に心身に肉体的疲労を与える「技術指導や練習、試合そのものの時間」を指すと解釈します。したがって、バスや車等による純粋な移動時間は、週11時間の上限カウントからは除外します。 「拘束時間」としての安全配慮 カウントからは除外するものの、移動中も指導者の管理下(安全配慮義務の対象)にある時間であることに変わりはありません。移動時間が長距離に及ぶ場合は、生徒のトータルの拘束時間と疲労度に配慮した現場調整をお願い致します。

質問と回答(情報共有/HP掲載済)

質問

また教員が携わる場合移動も兼業時間に入りますか？

また、次のような場合活動時間はどうか

1クラブの中にU15とU13のような2つのカテゴリがスポ少のようにあるとする。

U15と指導者Aが日曜日に3時間

U13と指導者Bが土曜日に3時間

活動した場合、認定クラブ自体の活動時間は6時間となるのか？

いずれも細かいことなのでこれから詰めるのかもしれませんが、時間は重要な要素と考え質問しました。

こちらの教員に関して、兼職兼業の原則よりボランティアのままではダメなのか、それともこのままの状態でもこれから先も可能なのか？

回答

1. 教員の「兼職兼業時」の移動時間は勤務時間に入るか？

教員が兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導を行う場合、原則として「純粋な移動時間」は兼職兼業先（地域クラブ）の労働（指導）時間には含めないという整理が一般的です。

理由と考え方

労働法や公務員の兼業管理において、自宅や本来の職場（学校）から「地域クラブの活動場所（現地）」までの移動は、いわゆる「通勤・移動時間」とみなされ、業務（指導）時間そのものにはカウントされません。そのため、兼職兼業の申請書類に記載する「従事時間」は、現地での実質的な指導・拘束時間をベースに計算します。

ただし、学校から遠方の遠征先へ「生徒を引率しながら移動（バスの添乗など）」する場合は、移動中も生徒の安全管理を行っているため、原則は「指導（業務）時間の一部」として扱ってください。

2. 1つのクラブ内でカテゴリ（U15・U13等）が分かれている場合、活動時間はどう計算するか？

この場合は、「認定クラブ全体として6時間」とは考えません。勝央町の「認定地域クラブガイドライン」における時間制限のチェックは、クラブ全体の総和ではなく、【対象となる生徒の活動時間】で判断します。

U15の生徒：日曜日3時間

U13の生徒：土曜日3時間

したがって、このケースは健全な運営の範囲内であると考えられます。
※なお、上記のような活動（1つのクラブの中で複数のカテゴリの活動を行うような場合）に係る施設利用については、他の利用の妨げになることが想定されますので、同じ施設の長時間にわたる占有（または週の大半を使用するよな予約）は禁止とする方針です。

質問と回答(情報共有/HP掲載済)

質問

また教員が携わる場合移動も兼業時間に入りますか？

また、次のような場合活動時間はどうなるのか

1クラブの中にU15とU13のような2つのカテゴリがスポ少のようにあるとする。

U15と指導者Aが日曜日に3時間

U13と指導者Bが土曜日に3時間

活動した場合、認定クラブ自体の活動時間は6時間となるのか？

いずれも細かいことなのでこれから詰めるのかもしれませんが、時間は重要な要素と考え質問しました。

こちらの教員に関して、兼職兼業の原則よりボランティアのままではダメなのか、それともこのままの状態でもこれから先も可能なのか？

回答

(回答続き)

3. サッカー少年団等の教員の関わり方：ボランティアのままではダメなのか？このまま先も可能なのか？

活動への参加が教員個人の自由な意思と自主的な判断に基づくものであれば、今後も「無償ボランティア」という形で地域クラブの活動に関わり続けることは法的に可能ですし、それを町として制限することはありません。

将来的な持続可能性に向けた町の考え方（ご参考）

ただし、今回の部活動の地域展開は、長年教員の善意やボランティア精神に依存してきた「部活動の負担軽減（働き方改革）」を大きな目的の一つとしています。

そのため、町としての長期的・理想的な展望としては、以下の点に配慮した体制づくりを進めていくことが適当であると考えています。

名ばかりボランティアの防止

「ボランティアだから」という理由で、結果的に教員に過度な負担が残り続ける事態は避けなければなりません。**責任と安全管理の明確化**

万が一の事故の際の責任の所在や保険の適用関係をより強固にするため、将来的には、活動に見合った適正な謝金が支払われる仕組み（有償ボランティア等）への移行が望ましいと考えています。

兼職兼業手続きの推奨

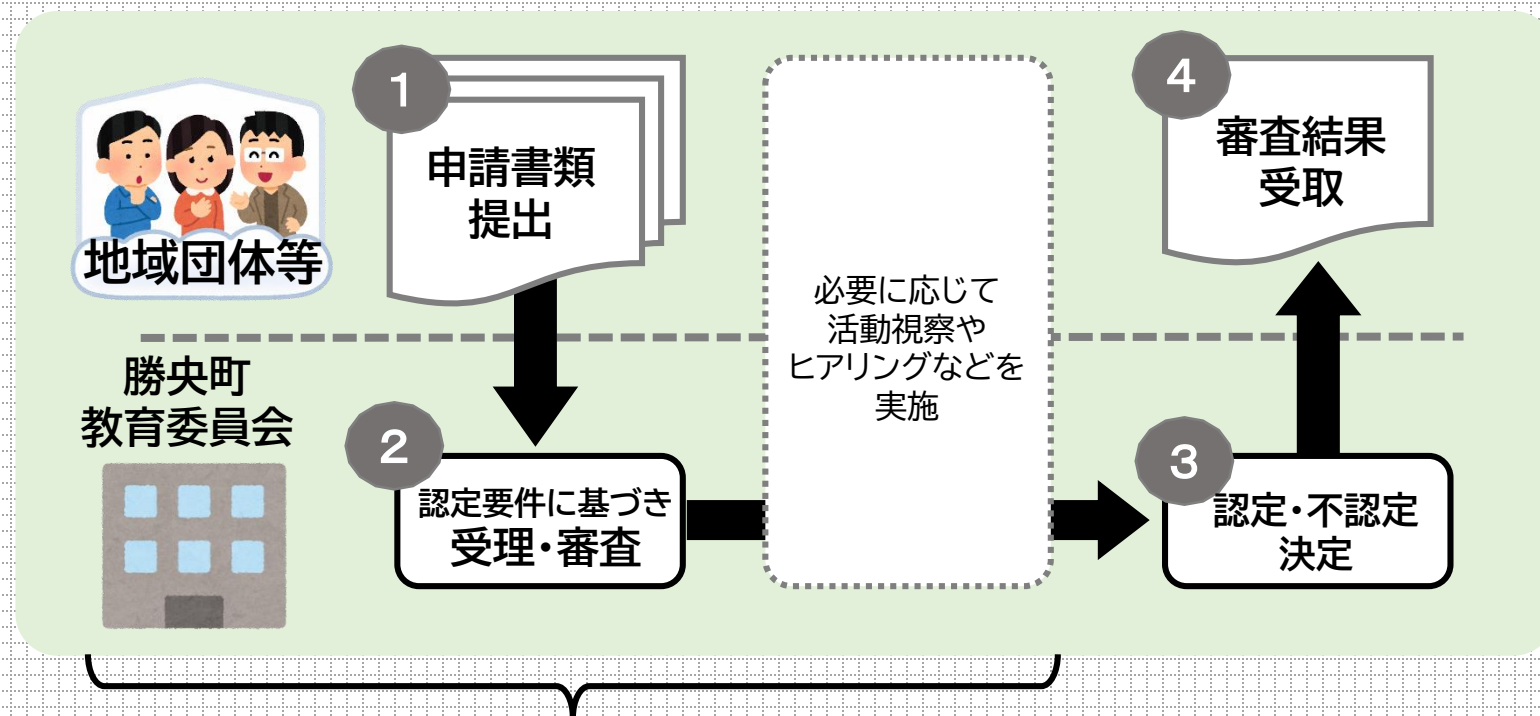
一定の報酬を伴う形に整理し、教育委員会の「兼職兼業許可」を正式に得ることで、教員自身の立場や権利を守りながら、公私ともに安心して指導に専念できる環境が整います。

勝央町教育委員会としては、教員の皆様の「子どもたちのために指導したい」という熱意と自発的な意思を最大限に尊重し、無償ボランティアでの参画を認めてまいります。

その上で、将来的には指導者への適正な処遇や持続可能な運営体制をクラブ側とも協議しながら、段階的に理想的な形へと進めてまいりたいと考えています。

認定審査の在り方について

事務局案



一次審査:事務局による書類審査(書類受領)

二次審査:外部有識者による審議(事務局+審査委員●名)

検討事項

- 審査会の形
- 審査スケジュール(審査頻度)

審査会の形(案)

事務局案

地域展開協議会のメンバーのうち、3～4名程度を審査委員に選出

	区分	氏名(敬称略)	
①	勝央町スポーツ協会	石原 悦子	(案)
②	勝央町健康スポーツクラブ	北池 龍一	
③	勝央町スポーツ少年団	植月 重幸	(案)
④	勝央町文化協会	河上 理枝	(案)
⑤	勝央町社会教育委員会	谷口 浩子	
⑥	勝央町教育委員会	中村 安奈	
⑦	公益財団法人 金太郎スポーツ振興財団	國政 敏明	
⑧	勝央町PTA連合会	本行 才泰	(案)
⑨	勝央中学校(校長)	浦島 毅	
⑩	勝央中学校	氏平 遼	
⑪	勝央町議会 (民生文教委員長)	下山 静之	
⑫	一般社団法人 しょうおう志援協会	井上 高志	

認定審査会(仮称)

事務局
(教育委員会職員)

+

外部識者
(協議会委員)

審査スケジュール

事務局案

時期	申請期間	申請期限	審査日程	メリット	デメリット
令和8年度 令和9年度 (前半/様子 を見ながら)	毎月	毎月10日までの受付	毎月の協議会后 (20:30~)	審査スケジュールが 月1回に固定	認定作業が毎月発生
令和9年度 (後半)	2か月ごと (年3回)	9月11日~11月10日 11月11日~1月10日 1月11日~3月10日	11月の協議会后 1月の協議会后 3月の協議会后	認定作業が比較的余 裕を持って行える	締切を逃した団体は 次の審査日まで最大 2か月待つことになる
令和10年度 以降	年2回	前期 2月~7月 後期 8月~1月	前期:8月中の審査 =9月からのスタート 後期:2月中の審査 =4月からのスタート	・審査に係る作業軽減	締切を逃した団体 →半年待ち

申請期間
(受付)

毎月
(毎月10日までの受付)

審査日

毎月の協議会后
(20:30~)
※申請があれば

令和8年度~9年度(前半)

2か月ごと(年3回)
①9/11-11/10
②11/11-1/10
③1/11-3/10

①11月の協議会后
②1月の協議会后
③3月の協議会后
※申請があれば

令和9年度(後半)

半期に1回(年2回)
①2月~7月
②8月~1月

前期:8月中の審査
=9月からのスタート

後期:2月中の審査
=4月からのスタート

令和10年度以降

認定審査会について

- **定例の協議会後に開催(時間 20:30～21:00)**
→定例の協議会を20:30には終了(8月開催分から)
- **決定権を付与**
→再度協議会に諮ることなく、認定確定
①書類審査 ②審査会 ③教育委員会での決裁 → 認定
- **審査員が不在の場合**
→代役は立てず、残りのメンバーで審査
- **審査会運営規則案**
→別紙のとおり

アンケート結果の共有

別冊のとおり

当面のスケジュール

④.7月22日(水) 19:00～ 第4回開催

⑤.8月31日(月) 19:00～ 第5回開催

⑥.9月28日(月) 19:00～ 第6回開催

※9月中に指導者向け説明会(補助金について)を開催予定

⑦.10月29日(木) 19:00～ 第7回開催

■活動団体の募集

■各団体ごとの動きを把握

■出前説明会の開催

担当職員が地域に出向き制度説明を行う

■地域資源の活用を模索

例えば工業団地や勝間田高校



勝央町認定地域クラブ

活動団体募集

生徒の「やりたい!」を全力応援
あなたの力を地域のために活かしてみませんか

2026 受付開始 Wed 中学生をはじめとした 勝央町のスポーツ・文化芸術活動を 支える地域団体を募集しています

勝央町教育委員会は、国の方針に基づき、部活動の地域展開に取り組んでいます。地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」に移行するものです。子どもたちの「やりたい」「やってみたい」が尊重されるとともに、スポーツ・文化活動を通して地域が元気になる活動を推進していくために、あなたの力が必要です。

認定手続きの流れ

申請書類の提出 → 認定要件に基づき審査 → 認定(または不認定) → 活動

認定地域クラブの立上げに興味のある方はホームページ または下記までお問い合わせください。

ホームページ syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

【お問い合わせ先】勝央町教育委員会 0868-38-1753